

無料低額宿泊所（第二種社会福祉事業）の届出をされる方へ

大阪府では、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）の基準について、社会福祉法等の規定に基づき、「大阪府無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）を制定しています。

また、届出に関する取り扱いについては、別途「大阪府無料低額宿泊所の届出等に関する要綱」（以下「要綱」という。）を定めており、新たに事業を開始される際には、事業内容等が基準に適合している必要がありますので、以下の書類を作成の上、事前協議を行ってください。

1 事前協議に必要な書類

- (1) 事業計画書…施設の名称・所在地、事業内容等がわかるもの。
(様式自由。様式1やパンフレット等を利用されても結構です。)
- (2) 建物平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
- (3) 居室面積・使用料（家賃）一覧（様式6を利用してください。)
- (4) 施設長及び実務を担当する職員の経歴・資格を証明する書面
- (5) 土地、建物に係る権利関係を明らかにできる書面（登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書の写し等）
- (6) 法人登記簿謄本の写し等
- (7) 定款その他の基本的約款
- (8) 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
- (9) 消防、衛生管理に関する届出等の状況がわかるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）
- (10) その他、法人、団体等の活動内容がわかるもの

2 無料低額宿泊所（第二種社会福祉事業）の実施等にかかる手続き【別紙】

3 連絡（協議）先

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目（府庁別館8階）

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課生活保護調整グループ

電話 06-6944-6665

【別紙】

無料低額宿泊所（第二種社会福祉事業）の実施等にかかる手続き

<p>事前協議</p>	<p>事業計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事前協議に必要な書類の準備 <p>基準に基づく協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業の範囲、運営基準、設備基準等の適合確認（条例参照） ●施設所在地の福祉事務所との協議 など <p>事業計画書の補正</p>
<p>開始届</p>	<p>開始届〔様式1〕を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■書類審査（要綱参照） ■現場確認 → 補正 → 受理 <p>※受理証明が必要な場合</p> <p>交付申請〔様式9〕を提出 → 受理・交付</p>
<p>変更届</p>	<p>変更届〔様式2-1〕を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■書類審査（要綱参照） ■必要に応じて現場確認 → 補正 → 受理 <p>※受理証明が必要な場合</p> <p>交付申請〔様式9〕を提出 → 受理・交付</p>
<p>変更届 (休止・再開)</p>	<p>変更届（休止・再開）〔様式2-2〕を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■書類審査（要綱参照） ■必要に応じて現場確認 → 補正 → 受理 <p>※受理証明が必要な場合</p> <p>交付申請〔様式9〕を提出 → 受理・交付</p>
<p>廃止届</p>	<p>届出〔様式3〕を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■書類審査（要綱参照） ■必要に応じて現場確認 → 補正 → 受理 <p>※受理証明が必要な場合</p> <p>交付申請〔様式9〕を提出 → 受理・交付</p>